

妙高里山応援団への支援申込にあたって

あらかじめご確認ください

- ☑ 支援対象となる活動は、中山間地域の集落が行う各種共同作業などで、個人の経済活動は対象となりません。
- ☑ 活動に際しては、必ず責任者を定め、団員への作業手順の説明、指導などを行っていただく必要があります。
- ☑ 専門的な技術を必要とする特殊な作業には従事できない場合があります。
- ☑ 活動の現場や集合場所に団員の駐車場を確保していただくようお願いします。
- ☑ 妙高里山応援団は、無償の支援活動のため日当などの支給は必要ありません。集落等の負担にならない範囲で、団員との交流の場（茶話会、昼食会など）を設定していただくことは可能です。
- ☑ 登録した個人情報（氏名、年齢、生年月日、住所、連絡先、メールアドレス等）及び団体に関する情報は事務局と集落の代表者で適正に管理し、支援活動以外の目的には使用しません。但し、今後の交流活動などを目的とした活用について、同意をいただいた場合は除きます。
※支援活動の当日は、原則として事務局も同行いたします。

支援申込みの流れ

- ① 妙高里山応援団の支援活動申込書（様式1）に要望する支援活動の内容・日時などを記入し、あらかじめ事務局にご相談ください。
 - ② 支援を希望する **30日前**までに事務局に申し込んでください。
 - ③ 事務局で調整等を行い、後日、詳しい連絡を差し上げます。
- ※ 各地域からの支援依頼が多数に及んだときや、団員の参加状況などにより、支援のご依頼にお応えできない場合もあります。あらかじめご了承ください。

妙高里山応援団事務局（妙高市地域づくり協働センター）

電 話：0255-73-7808 F A X：0255-73-7230
メー ル：satoyama@city.myoko.niigata.jp （妙高里山応援団専用メール）
住 所：〒944-0046 新潟県妙高市上町9-3 （勤労者研修センター内）